

平成 26 年 8 月 26 日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に関わる補正後の環境影響評価書の送付、公告及び縦覧について

今般、当社は、平成 26 年 4 月 23 日に国土交通大臣に送付した「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」を一部修正して、最終的な評価書（以下「評価書」という。）としてとりまとめ、本日、国土交通大臣、関係する都県知事及び市区町村長に送付しました。

今後、中央新幹線の事業の推進にあたっては、環境の保全に十分配慮し、新たな環境保全技術などの知見を取り入れ、引き続き環境影響の回避又は低減を図っていく考えです。

1. 評価書の補正のポイント

- (1) 国土交通大臣意見の一つひとつについて入念に検討を行い、全般にわたり、よりご理解いただきやすいよう具体的な説明を加えるとともに、図表や資料を更に追加し、より分かりやすい評価書を作成しました。なお、「国土交通大臣の意見に対する事業者の対応」を別の章としてとりまとめ、分かりやすくしています。
- (2) 発生土活用の候補地に関して、これまでに県から得られた情報について、追加して記載しました。また、知事意見等を受けて実施するとしていた動植物の確認調査について、最新時点の結果を記載しました。

2. 今後の進め方

- ・ 平成 26 年 8 月 29 日（金）に公告を行い、同日より 1 ヶ月間、評価書、要約書（評価書を要約した書類）及び国土交通大臣意見を、関係自治体施設（149 箇所）及び当社環境保全事務所（7 箇所）において縦覧に供します。なお、評価書等については、当社ホームページにも公表します。
- ・ 工事実施計画の認可後には事業説明会、工事説明会を開催し、工事実施計画の内容、施設や工事の計画の概要、安全対策等の説明に合わせて、各地域における工事中及び開業後の環境保全の取り組みや環境保全措置の内容について、具体的に説明し、お住まいの方々のご理解を深めて頂きながら、事業を進めていきます。
- ・ 工事の進捗に応じて、事後調査及びモニタリングを着実に実施していきます。結果については、適宜公表していきます。

補正後の評価書の目次

目次		記事
第1, 2章	対象事業の名称、事業者の氏名及び住所	
第3章	対象事業の目的及び内容	
第4章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	
第5章	計画段階配慮事項、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの並びに配慮書及び方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	配慮書の概要および 配慮書への意見と見解 方法書への意見と見解
第6章	準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	準備書への意見と見解
第7章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	評価項目と手法
第8章	環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	調査・予測・評価の結果
第9章	環境影響評価項目に関する環境の保全のための措置	環境保全対策の検討結果
第10章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置	事後調査計画
第11章	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	総合的な評価
第12章	環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書の相違点	準備書との相違点
第13章	国土交通大臣の意見に対する事業者の対応	大臣意見と対応
第14章	評価書の補正	評価書との相違点
第15章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名及び住所	委託先

※ゴシック体：内容をより分かりやすく記載したところ、着色部：章を追加したところ



補正後の評価書の写真

評価書（本編）のページ数

- ・ 7都県の平均：約2,000 ページ
(4月送付の評価書に比べ 約200 ページ増)
- ・ 7都県の合計：約14,000 ページ
(4月送付の評価書に比べ 約1,600 ページ増)

評価書（本編、資料編、関連図）のページ数

- ・ 7都県の平均：約2,900 ページ
(4月送付の評価書に比べ 約350 ページ増)
- ・ 7都県の合計：約20,000 ページ
(4月送付の評価書に比べ 約2,400 ページ増)

縦覧箇所一覧

(東京都)

縦 覧 箇 所
東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
東京都環境局多摩環境事務所
港区環境リサイクル支援部環境課
港区総合支所（芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南）
港区立みなと図書館
港区立港南図書館
品川区都市環境事業部環境課
品川区地域センター（品川第一、品川第二、大崎第一、大崎第二、大井第一、大井第二、大井第三、荏原第一、荏原第二、荏原第三、荏原第四、荏原第五、八潮）
品川区立品川図書館
大田区環境清掃部環境保全課
大田区特別出張所（入新井、馬込、池上、嶺町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束、矢口）
世田谷区環境総合対策室環境保全課
世田谷区玉川総合支所地域振興課
世田谷区等々力出張所
世田谷区まちづくりセンター（奥沢、九品仏）
世田谷区立奥沢図書館
世田谷区立尾山台図書館
八王子市環境部環境政策課
八王子市南大沢事務所
町田市総務部市政情報課
町田市環境資源部環境保全課
町田市市民センター（鶴川、忠生、小山）
町田市鶴川駅前連絡所
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（東京）

計 52 箇所

(神奈川県)

縦 覧 箇 所
神奈川県環境農政局環境部環境計画課
神奈川県県民局くらし県民部広報県民課横浜駐在事務所
神奈川県県民局くらし県民部広報県民課川崎駐在事務所
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部
神奈川県県央地域県政総合センター環境部
神奈川県湘南地域県政総合センター環境部
神奈川県県西地域県政総合センター環境部
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
川崎市環境局環境評価室
川崎市中原区役所
川崎市高津区役所
川崎市高津区役所橋出張所
川崎市宮前区役所
川崎市宮前区役所向丘出張所
川崎市麻生区役所
相模原市環境経済局環境共生部環境政策課
相模原市緑区役所行政資料コーナー
相模原市緑区役所大沢まちづくりセンター
相模原市城山総合事務所城山行政資料コーナー
相模原市津久井総合事務所津久井行政資料コーナー
相模原市緑区役所串川出張所
相模原市緑区役所鳥屋出張所
相模原市緑区役所青野原出張所
相模原市緑区役所青根出張所
相模原市相模湖総合事務所相模湖行政資料コーナー
相模原市藤野総合事務所藤野行政資料コーナー
相模原市南区役所行政資料コーナー
愛川町総務部企画政策課
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（神奈川）

計 30 箇所

(山梨県)

縦 覧 箇 所
山梨県県民情報センター
甲府市役所本庁舎企画部リニア交通室
甲府市役所大里窓口センター
都留市役所総務部政策形成課
大月市役所市民生活部市民課
南アルプス市役所総合政策部交通政策室
南アルプス市役所窓口サービスセンター（八田、白根、芦安、若草、甲西）
笛吹市役所境川支所
上野原市役所市民部生活環境課
上野原市役所秋山支所
上野原市役所出張所（大目、甲東、巖、大鶴、島田、桐原、西原）
中央市役所田富庁舎総務課
中央市役所玉穂庁舎環境課
中央市役所豊富庁舎豊富窓口課
早川町役場
富士川町役場本庁舎企画課
富士川町役場分庁舎鰍沢サービスセンター
昭和町役場環境経済課
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（山梨）

計 29 箇所

(静岡県)

縦 覧 箇 所
静岡県交通基盤部管理局政策監
静岡市葵区役所市政情報コーナー
静岡市葵区役所井川支所
静岡市駿河区役所市政情報コーナー
静岡市清水区役所市政情報コーナー
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（静岡）

計 6箇所

(長野県)

縦 覧 箇 所
長野県環境部環境政策課
長野県下伊那地方事務所環境課
長野県木曾地方事務所環境課
飯田市役所
飯田市上郷自治振興センター
飯田市座光寺自治振興センター
高森町役場
阿智村役場
阿智村役場清内路振興室
喬木村役場
豊丘村役場
大鹿村役場
南木曾町役場
南木曾町南木曾会館
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）

計 15箇所

(岐阜県)

縦 覧 箇 所
岐阜県環境生活部環境管理課
多治見市役所環境文化部環境課
中津川市役所企画部リニア推進課
瑞浪市役所総務部企画政策課
恵那市役所建設部リニアまちづくり課
土岐市役所総務部総合政策課
可児市役所企画経済部総合政策課
御嵩町役場総務部企画課
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

計 9 箇所

(愛知県)

縦 覧 箇 所
愛知県地域振興部交通対策課
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
名古屋市東区役所
名古屋市北区役所
名古屋市西区役所
名古屋市中村区役所
名古屋市中区役所
名古屋市中川区役所
名古屋市守山区役所
名古屋市環境学習センター
春日井市役所
春日井市立坂下公民館
犬山市役所
小牧市役所
東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（愛知）

計 15 箇所

当社の環境影響評価の手続きの経緯

配慮書の手続き

平成 23 年 6 月、8 月 中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書の公表

当時施行前であった「環境影響評価法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、我が国初となる配慮書を取りまとめ、公表しました。

方法書の手続き

平成 23 年 9 月 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書の公告

環境影響評価の項目・方法の案をお示しました。

施行前の改正法の趣旨を踏まえ、方法書説明会を沿線で計 58 回開催、約 5,000 名の方にご参加いただきました。

方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する方の意見(1,042 件)や知事意見をいただきました。

調査・予測・評価の実施

整備新幹線や最新の他の環境影響評価事例に拠ることはもとより、山梨リニア実験線の知見を踏まえ、磁界などの中央新幹線に特有の事項を付け加えて幅広く環境影響評価項目を設定し、確立された最新の手法を積極的に取り入れて調査、予測及び評価の作業を行いました。

準備書の手続き

平成 25 年 9 月 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書の公告

調査、予測及び評価とともに詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行った結果を取りまとめ、お示しました。

準備書説明会を沿線で計 92 回開催、約 13,000 名の方にご参加いただきました。

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、14,046 件のご意見をいただきました。

平成 25 年 11 月 意見の概要とそれに対する事業者の見解の都県知事及び関係する市区町村長への送付

平成 26 年 3 月 準備書についての環境の保全の見地からの都県知事意見の受領

評価書の手続き

平成 26 年 4 月 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書の国土交通大臣への送付

平成 26 年 6 月 評価書に対する環境大臣意見を国土交通大臣が受領

平成 26 年 7 月 環境大臣意見の内容を勘案した国土交通大臣意見の受領

平成 26 年 8 月 補正後の評価書の国土交通大臣、関係する都県知事及び市区町村長への送付、公告

<参考>

- ・環境影響評価法の手続きとは別に、独自の取り組みとして以下の説明会を実施してきました。

平成 24 年 5 月～9 月 中央新幹線計画の説明会

平成 25 年 5 月～7 月 中央新幹線計画の説明会

平成 26 年 4 月 中央新幹線（東京都・名古屋市間）大深度地下の公共的使用に係る事業概要書に関する説明会

第6章 評価書

第1節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。(以下略)

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下第26条まで、第29条及び第30条において「評価書」という。)を、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。(以下略)

(免許等を行う者等への送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第2条第2項第2号イに該当する対象事業(免許等に係るものに限る。)に係る評価書 当該免許等を行う者 (以下略)

2 前項各号に定める者(環境大臣を除く。)が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。(以下略)

(環境大臣の意見)

第23条 環境大臣は、前条第2項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第2号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

(環境大臣の助言)

第23条の2 (略)

(免許等を行う者等の意見)

第24条 第22条第1項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができる。この場合において、第23条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第2節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

第25条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。(以下略)

- 2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。
- 3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、第22条第1項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

（環境大臣等への評価書の送付）

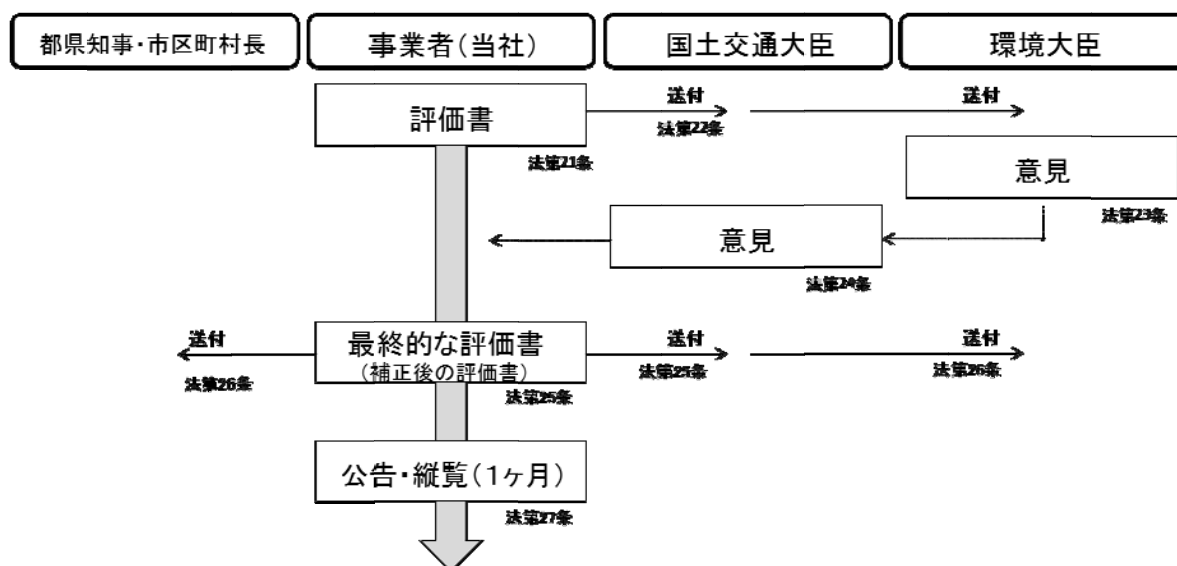
第26条 第22条第1項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第3項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣 環境大臣に前条第3項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。（以下略）
- 2 事業者は、前条第3項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（同条第1項第2号又は第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第33条から第38条までにおいて同じ。）、これを要約した書類及び第24条の書面（次条並びに第41条第2項及び第3項において「評価書等」という。）を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第27条 事業者は、第25条第3項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（参考）評価書の手続き



中央新幹線（東京都・名古屋市間）に関わる

補正後の環境影響評価書【記載例】

<追加した主な具体的記載例>

- ・ 山岳トンネル掘削時の環境保全措置..... 1
- ・ 登山客等への影響を含めた予測、評価 2
- ・ 発生土活用の候補地に関する県から得られた情報 3
- ・ 当社の温室効果ガス低減に対する具体的な取り組み 5
- ・ 国土交通大臣の意見に対する事業者の対応 7
- ・ 動植物の確認調査 9

(1) 国土交通大臣意見の一つひとつについて検討を行い、よりご理解いただきやすいよう具体的な説明を加えるとともに、図表や資料を更に追加し、より分かりやすい評価書を作成しました。

山岳トンネルの掘削時の環境保全措置である防水シート等について、文章に加え図や写真を追加しました。

・補正前の記載方 … 環境保全措置について、文章や表で記載していました。

・補正後の記載方 … 非常口における保全措置等についてより具体的に記載するとともに、防水シート等の図や写真を記載しました。

※ゴシック体が評価書で追加して記載した部分です。

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用	適	本線トンネルについては、工事の施工に先立ち事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより、地下水への影響を低減できる。また、非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中は湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帯水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帯水層を通過し湧水量の多い箇所に対しては、覆工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。

(評価書【東京都を除く各県】第8章(地下水・水資源))



防水シートの施工例

(国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所ホームページより抜粋)

(評価書・資料編【東京都を除く各県】(地下水))

南アルプス地区における、人と自然との触れ合いの活動の場について、資材及び機材の運搬に係る車両の通行等の影響や、登山客への影響を含め、予測、評価を実施しました。また、静岡県で計画している発生土置き場について、緑化を行った完成直後のイメージを追加しました。

- ・ 補正前の記載方 … 工事施工ヤードにおける建設機械の稼働を中心に、予測、評価を実施した結果を記載していました。
- ・ 補正後の記載方 … 資材及び機材の運搬に係る車両の通行等の影響や、登山客への影響を含め、予測、評価を実施した結果を追加して記載しました。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測結果
(県道 253 号 (赤石岳公園線))

予測項目		予測結果
利用性の変化の程度	利用性の変化	資材及び機材の運搬に用いる車両の運行による改変は生じないため、利用の支障が生じる箇所はない。また、工事期間中は必要により登山道として安全な歩行ルートを確認することなどから、利用性の変化は小さいと予測する。
快適性の変化の程度		工事開始後、資材及び機材の運搬に用いる車両が県道 253 号 (赤石岳公園線) を通行し、利用者からも視認されることになるものの、B 地区と D 地区の間のトンネルを貫通させ、当該トンネルを用いて、発生土等を D 地区から搬出するルートを確認することで、県道 253 号における資材及び機材の運搬に用いる車両の運行期間及び台数を低減する。また、ストックヤードの活用による車両台数の調整や配車計画を適切に行うことで、資材及び機材の運搬に用いる車両の発生集中交通量を低減し、局所的に集中させないことから、利用者が視認する景観の変化は小さいため、快適性の変化は小さいと予測する。

(評価書【長野県】8-5-2-17 ページ)



(長野県) 県道 253 号 (赤石岳公園線) の現況
(評価書【長野県】8-5-2-9 ページ)



(静岡県) 発生土置き場の完成直後のイメージ
(評価書・資料編【静岡県】環 11-1-11 ページ)

発生土活用の候補地に関してこれまでに県から得られた情報について、追加して記載しました。

(山梨県の例)

トンネル工事による建設発生土の活用先の状況

①発生土置き場等の名称	②設置場所	③最大搬入量 (万 m ³) 注1	④最大面積 (万 m ²) 注1
発生土置き場 (塩島地区)	早川町大原野塩島地区	4.1	1.1
高下地区造成工事	富士川町高下地区	約 240	約 11
早川・芦安連絡道路	早川町奈良田 南アルプス市芦安	約 160 注2	約 7 注2
リニア駅周辺基盤整備	甲府市大津町周辺	約 45 注2	約 24 注2

注1. 現時点での想定数量であり、今後の手続き等によって変更の可能性がある。

注2. 山梨県より情報提供があった数字を記載している。

(評価書・資料編【山梨県】環 18-1-3 ページ)



図 18-6-1 工事用車両通行ルート

(評価書・資料編【山梨県】環 18-6-2 ページ)

(長野県の例)

18-5 長野県内における発生土活用先について

長野県内における発生土活用先として、平成26年7月7日に開催された「リニア中央新幹線建設発生土活用関係自治体会議」において事業者へ提示のあった「リニア中央新幹線建設発生土市町村等から提案のあった活用の可能性がある事業リスト」を、図に示す。

発生土活用先については、引き続き長野県を窓口調整を行い、受入れ量、受入れ時期、運搬経路等を勘案して場所を決定していく。

資料 3

リニア中央新幹線建設発生土
市町村等から提案のあった活用の可能性がある事業リスト

長野県リニア推進振興室

地域	市町村等	土量の目安(単位: m ³)			事業
		~10万未満	10万以上~100万未満	100万以上~	
上伊那	駒ヶ根市	○			公共事業
	県伊那建設事務所		○		公共事業
飯田・下伊那	飯田市			○	公共事業、窪地の埋立て
	松川町			○	公共事業、窪地の埋立て
	阿南町		○		窪地の埋立て
	阿智村		○		窪地の埋立て
	下條村			○	窪地の埋立て
	喬木村	○			窪地の埋立て
	豊丘村			○	窪地の埋立て
	大鹿村	○			公共事業
	県飯田建設事務所		○		公共事業
木曾	木祖村	○			窪地の埋立て
計	10市町村・2建設事務所				

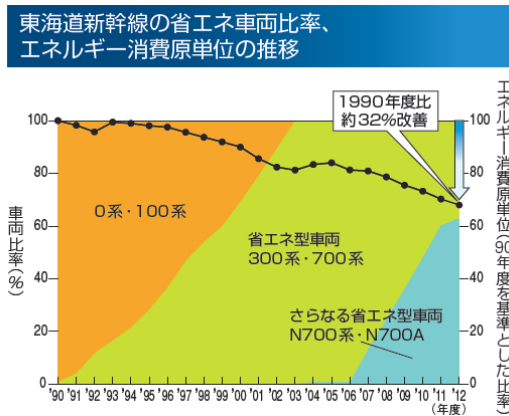
(注) 上記事業は、必ずしも地権者や近隣住民等の了解を得たものではありません。また、保安林解除等の法的手続きが可能かどうか未判明です。従って、本書記載の事業が実際の活用先になるとは限りません。

長野県内における発生土活用先リスト

(評価書・資料編【長野県】環 18-5-1 ページ)

当社の温室効果ガス低減に対する具体的な取り組みについて記載するとともに、中央新幹線の工事や運営における削減の目標について記載しました。

(これまでの取り組み)



東海道新幹線の省エネ車両比率、エネルギー消費原単位の推移



車両の平滑化による走行抵抗の低減の一例

(中央新幹線の工事における削減目標)

CO₂削減量の予測値

都県名	影響要因	CO ₂ 排出量の予測値 (t-CO ₂)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	CO ₂ 削減量の合計 (t-CO ₂)
東京都	建設機械の稼働	230,000	3,700	228,300
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	230,000	27,000	
神奈川県	建設機械の稼働	350,000	9,200	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	270,000	55,000	
山梨県	建設機械の稼働	310,000	17,000	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	71,000	8,600	
静岡県	建設機械の稼働	330,000	5,200	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	25,000	3,000	
長野県	建設機械の稼働	300,000	9,900	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	230,000	27,000	
岐阜県	建設機械の稼働	380,000	8,200	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	110,000	14,000	
愛知県	建設機械の稼働	400,000	2,500	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	320,000	38,000	

東京都～名古屋市間における工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）時において発生する CO₂排出量は 3,600,000t と予測しており、表に示す取り組みを実施することで、約 6%の削減となる。また、この他、事業実施区域の近くにある再生可能エネルギーである水力発電所からの電力を受電できるようにすることにより、更なる CO₂排出量の削減に取り組んでいく。

(中央新幹線の鉄道施設の供用における削減目標)

鉄道施設の供用時における CO₂ 削減の取り組み

対象施設	取り組みの内容	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
駅及び車両基地	最新の変圧器の採用	250
駅及び車両基地	高効率な照明設備（調光システムなど）の導入	215
車両基地	太陽光発電の導入	670
駅及び車両基地	空調の高効率化	2,400
駅及び車両基地	使用燃料の電氣化	2,045
駅	省エネ対策型昇降機の採用	30
車両基地、非常口、 変電施設、保守基地	施設の緑化・植栽	40
合計		5,650

東京都～名古屋市間における鉄道施設（駅、車両基地、非常口、変電施設、保守基地）の供用時において、1年間に発生する CO₂ 排出量は 370,000t/年と予測しており、表に示す取り組みを実施することで、**約 1%の削減**となる。

(中央新幹線の車両走行における削減目標)

中央新幹線においても、全社的な取り組みと同様に、「車両の省エネルギー化など鉄道の運行に係るエネルギー効率を一層高める」ことと、「さらに快適な輸送サービスの提供に努め、地球環境への負荷が少ない鉄道をひとりでも多くのお客様に選択・利用していただく」ことが、地球環境保全への大きな貢献につながると考え、積極的な取り組みを行っている。今後も引き続き、地球環境保全につながる取り組みを続けていく。

短中期的な取り組みとして、電力変換器の高効率化については、現在の IEGT 素子/GCT 素子に代えてより低損失な SiC 素子を導入するなど、パワーエレクトロニクス産業界の技術革新の成果を余すことなく取り入れ、さらなる高効率化を図っていく。

走行抵抗では、地上コイル改良のほか、ガイドウェイ等に特殊材料使用の検討を進め、渦電流損失の更なる低減を図っていく。また、空気抵抗の低減では、車両など空力特性の改善を継続して追求していく。

このような短中期的な取り組みで、まずは**約 1 割のエネルギー消費量の低減**を目標に取り組んでいく。

(評価書・資料編【各都県】(温室効果ガス))

「国土交通大臣の意見に対する事業者の対応」を別の章（第13章）としてとりまとめ、分かりやすくしています。

（評価書【各都県】第13章の抜粋）

国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>1. 総論</p> <p>(1) 地域住民等への丁寧な説明</p> <p>本事業を円滑に実施するためには、地元の理解と協力を得ることが不可欠である。評価書では、既に追加のデータや情報が示されている事項もあるが、評価書の補正の際には、その後の知見や検討結果等を踏まえ、可能な限り具体的に記載すること。また、引き続き、事業説明会や工事説明会等の場を活用し、地域住民等に対し丁寧に説明すること。その際には、環境保全に関するデータや情報を最大限公開し、透明性の確保に努めること。</p>	<p>(前略)</p> <p>これ以外にも、沿線の皆様のご意見やご質問に迅速に対応するための環境保全事務所の設置など、ご理解を深めていただくための独自の工夫と努力を様々に積み重ねてきており、それぞれのステップで頂いた多くの方々からのご意見を評価書の作成に反映しています。</p> <p>一方で、説明会にご参加いただけていない方も少なからずいらっしゃり、また、評価書の公表後も、一部の新聞・雑誌等において事業に関する疑問や、さらに丁寧な説明を求める意見の投書などが見られる状況であることから、今後さらにご理解を得るための取組みを精力的に進めていくことが重要であると考えております。</p> <p>このため、今回補正を行った評価書について、具体的な内容のご理解をより深めていただけるよう、国土交通大臣からのご意見を受けたデータ等の追加や、環境保全措置に関する具体的な説明、これまで実施した確認調査結果の記載等、補正を行ったポイントについてわかりやすく取りまとめた資料や、路線や施設の計画から予測評価の結果、環境保全措置、事後調査やモニタリングの計画に至る評価書全体の概要をとりまとめた「あらまし」を東京都・名古屋市間の全線、および都県別に作成し、評価書とともに公開いたします。環境保全事務所においても、評価書をご覧いただけるようにするとともに、超電導リニア自体の原理や特徴といった内容から、環境影響評価に関する内容まで、沿線の皆様からの幅広いご質問に対して直接話をお伺いし、評価書や図面などもお示ししながら丁寧に回答するようにいたします。なお、ご質問については、電話でもお受けいたします。</p> <p>また、各都県の関係部局や市区町村に対して、評価書の送付後、速やかにお伺いして内容を説明してまいります。説明にあたっては、補正のポイントをまとめた資料や「あらまし」を用い、特に、各都県や市区町村において関心の高い事柄を中心に評価書の補正内容や、環境保全措置、事後調査やモニタリングの実施内容といった、今後の環境保全の取組み内容をご理解いただけるようにしてまいります。</p> <p>今回送付しました評価書の全文、補正を行ったポイントについてわかりやすくまとめた資料や、「あらまし」は、いつでもご覧いただけるよう、ホームページにて公開します。また、プレス発表は各都県個別に開催し、地元の新聞や放送局の方々にお集まり頂いて、特に地元でご関心の高い事柄を中心に、具体的かつ丁寧に、評価書の補正内容や今後の環境保全の取組み内容について説明し、報道を通じて沿線にお住まいの多くの方がご理解を深めて頂けるようにしてまいります。評価書は、環境保全事務所の他、都県、市区町村の庁舎等において、1ヶ月間、縦覧します。その後も、ホームページや環境保全事務所において、引続き評価書をご覧いただき、ご質問についても環境保全事務所でお受けできるようにいたします。</p> <p>(後略)</p>

国土交通大臣の意見	事業者の対応
<p>2. 各論</p> <p>(1) 河川水の利用への影響の回避</p> <p>水資源に影響を及ぼす可能性のある大井川を始めとする沿線の各河川は、水道用水、農業用水、工業用水及び発電用水等に利用されていることから、河川流量の減少は河川水の利用に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このことを踏まえ、必要に応じて精度の高い予測を行い、その結果に基づき水系への影響の回避を図ること。</p> <p>また、工事実施前から、河川流量の把握を継続的に行うとともに、専門家等の助言を踏まえた計画を策定した上で、工事実施中から工事実施後の適切な時期までモニタリングを実施すること。</p> <p>水利用に影響が生じた場合は、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>大井川をはじめとする沿線の各河川の水が、様々な観点で利用されている貴重な資源であることは強く認識しております。</p> <p>これまでも、山岳トンネル部周辺の河川においては流量の測定を定期的実施してきており、変動を含めてその状況を把握しています。また、資料編に追記したとおり、国鉄時代から長年にわたって実施してきた地質調査により、地域の地質の状況や透水性について把握しており、これらの結果をもとに第8章において水資源の予測評価を実施してきております。さらに地域特性を考慮し、南アルプス（早川～小渋川）等においては、水資源に関する最新の予測手法として一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の環境影響評価等に用いられている三次元水収支解析を実施しています。今後、トンネル工事実施までに巨摩山地及び伊那山地においても三次元水収支解析を実施してまいります。</p> <p>工事にあたっては、事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより水位への影響を低減し、水系への影響を回避するよう努めてまいります。これらの環境保全措置の内容については、図等を用いてわかりやすく資料編に追記いたしました。</p> <p>山岳トンネル工事に伴う河川流量への影響の把握については、これまで実施してきた定期的な流量計測を今後も引続き実施するとともに、工事1年前から工事完了後3年までの間は、第8章及び第10章に記載のとおり、水系毎に流量の少ない源流部や支流部を含む複数の地点を設定し、事後調査として河川流量の継続的な計測を実施します。</p> <p>計測にあたっては、第8章、第10章および資料編に追記したとおり、専門家等の助言を踏まえ、地点や頻度に係る計画を策定のうえ、進めてまいります。</p> <p>計測の結果、水利用に影響が生じた場合は、専門家等の助言を踏まえ、代替水源確保等の適切な環境保全措置を講ずるとともに、その内容について公表してまいります。</p> <p>また、大井川については、シミュレーションの予測結果、計測結果、及び水利用に影響が生じた場合の環境保全措置の検討内容について、専門家等による委員会を設置し助言を受け、それを踏まえ、環境保全措置を適切に実施してまいります。委員会での検討内容については、公表していくこととし、透明性の確保に努めてまいります。</p>

(2) 4月23日の送付以降に、知事意見等を受けて実施するとしていた動植物の確認調査について、最新時点の結果を記載しました。

評価書の内容（調査・予測・評価結果・保全措置など）を確認するため実施した調査について、最新時点の結果を記載しました。

(調査の計画) **確認調査の対象としている動物**

調査項目		調査手法	備考
鳥類（希少猛禽類）	イヌワシ、クマタカ（Aペア）、クマタカ（Bペア）	定点観察法、営巣地調査、繁殖状況調査	事業により影響の可能性があるため実施
昆虫類	タカネキマダラセセリ、クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種、ミヤマシロチョウ、オオイチモンジ	任意採集	静岡県知事及び静岡県環境影響評価審査会での意見により実施
魚類（ヤマトイワナ含む）	重要な種全般	任意採集	静岡県知事及び静岡県環境影響評価審査会での意見により実施
底生動物（ニホンアミカモドキ、オオナガレトビケラ、Protoplasa属を含む）	重要な種全般	任意採集、コドラート法	静岡県知事及び静岡県環境影響評価審査会での意見により実施
山岳トンネル上部における沢周辺の動物	哺乳類 鳥類（一般鳥類） 爬虫類 両生類 昆虫類 魚類 底生動物	重要な種全般 任意採集等	山岳トンネル上部の沢周辺において、重要な種が生息する可能性があるため実施

(評価書・資料編【静岡県】環8-3-1ページ)

(調査の結果)

2) 昆虫類（タカネキマダラセセリ、クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種、ミヤマシロチョウ、オオイチモンジ）

平成26年6月末現在までに実施した確認調査により確認された重要な昆虫類は1目1科1種であり、クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種が確認された。現地で確認された重要な昆虫類とその選定基準を表に示す。また、クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種のほかに、ツノアカヤマアリが確認された。今後は、平成26年度夏季にも継続して調査を実施し、得られた結果について専門家の助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の実施を検討する。

確認調査で確認された重要な昆虫類

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	⑥	⑦	⑨	⑩	⑬
1	チョウ	シロチョウ	クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種					NT	VU	
計	1目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	1種	1種	0種

(評価書・資料編【静岡県】環8-3-4ページ)